

## 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

国保年金課

## 1 改正理由

保険料率を改めるほか、所要の改正をする必要があるため

## 2 改正内容

## (1) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12、第16条の4）

所得割保険料率、均等割額及び賦課割合を改定する。

## ① 医療分

	平成23年度		平成24年度
所得割保険料率	旧ただし書き所得の 6.13%		旧ただし書き所得の 6.28%
均等割額	31,200円	⇒	30,000円
賦課割合	所得割54：均等割46		所得割56：均等割44
賦課限度額	51万円		51万円

## ② 後期高齢者支援金等分

	平成23年度		平成24年度
所得割保険料率	旧ただし書き所得の 1.96%		旧ただし書き所得の 2.23%
均等割額	8,700円	⇒	10,200円
賦課割合	所得割57：均等割43		所得割55：均等割45
賦課限度額	14万円		14万円

③ 介護納付金分

	平成23年度		平成24年度
所得割保険料率	旧ただし書き所得の 1.55%		旧ただし書き所得の 1.60%
均等割額	13,200円	⇒	14,100円
賦課割合	所得割50 : 均等割50		所得割48 : 均等割52
賦課限度額	12万円		12万円

(2) 均等割額の減額の改定 (第19条の2)

均等割額の改定に伴い、減額(7割・5割・2割)する額を改定する。

① 医療分

		平成23年度		平成24年度
7割減額	均等割額	31,200円		30,000円
	減額する額	21,840円		21,000円
	減額後の均等割額	9,360円		9,000円
5割減額	均等割額	31,200円		30,000円
	減額する額	15,600円	⇒	15,000円
	減額後の均等割額	15,600円		15,000円
2割減額	均等割額	31,200円		30,000円
	減額する額	6,240円		6,000円
	減額後の均等割額	24,960円		24,000円

② 後期高齢者支援金等分

		平成23年度	平成24年度
7割減額	均等割額	8,700 円	10,200 円
	減額する額	6,090 円	7,140 円
	減額後の均等割額	2,610 円	3,060 円
5割減額	均等割額	8,700 円	10,200 円
	減額する額	4,350 円	5,100 円
	減額後の均等割額	4,350 円	5,100 円
2割減額	均等割額	8,700 円	10,200 円
	減額する額	1,740 円	2,040 円
	減額後の均等割額	6,960 円	8,160 円

③ 介護納付金分

		平成23年度	平成24年度
7割減額	均等割額	13,200 円	14,100 円
	減額する額	9,240 円	9,870 円
	減額後の均等割額	3,960 円	4,230 円
5割減額	均等割額	13,200 円	14,100 円
	減額する額	6,600 円	7,050 円
	減額後の均等割額	6,600 円	7,050 円
2割減額	均等割額	13,200 円	14,100 円
	減額する額	2,640 円	2,820 円
	減額後の均等割額	10,560 円	11,280 円

(3) その他文言整理 (第18条の2、第24条)

所要の文言整理を行う。

3 施行予定期日

平成24年4月1日

#### 4 平成24年度特別区国民健康保険基準保険料率に係る基礎数値

※基準保険料率等は、一般被保険者に係る医療費等により設定

##### ① 医療分

区分	23区総体			葛飾区		
	24年度	23年度	増減額・率	24年度(案)	23年度	増減額・率
一般被保険者数	2,556千人	2,548千人	8千人 0.31%	137.0千人	138.2千人	△1.2千人 △0.87%
保険者負担分医療費等	一般分保険者負担分医療費	5,321億円	5,235億円 86億円 1.64%	320億円	317億円	3億円 0.95%
	特定健康診査・特定保健指導費	14億円	17億円 △3億円 △17.65%	1億円	1億円	0億円 0.00%
	前期高齢者交付金	△1,572億円	△1,405億円 △167億円 11.89%	△102億円	△98億円	△4億円 4.08%
	計	3,763億円	3,847億円 △84億円 △2.18%	219億円	220億円	△1億円 △0.45%
賦課率	50%	50%	—	42%	42%	—
賦課総額	1,888億円	1,932億円	△44億円	92億円	93億円	△1億円
賦課割合 (所得割：均等割)	59:41	59:41	—	56:44	54:46	均等割 △2ポイント
保険料率	所得割料率(※1)	6.28%	6.13% 0.15%	6.28%	6.13%	0.15%
	均等割額	30,000円	31,200円 △1,200円 △3.85%	30,000円	31,200円	△1,200円 △3.85%
賦課限度額	51万円	51万円	0万円 0.00%	51万円	51万円	0万円 0.00%
1人当たり保険料(※2)	71,375円	72,925円	△1,550円 △2.13%	64,736円	64,968円	△232円 △0.36%

賦課総額 = { (一般分保険者負担分医療費 - 前期高齢者交付金) ÷ 2 } + 特定健康診査等経費

(※1) 旧ただし書き所得に料率をかけて所得割額を算定する(以下各欄の所得割料率も同様)

(※2) 1人当たり保険料は、軽減措置後の金額(以下各欄の1人当たり保険料も同様)

##### ② 後期高齢者支援金等分

区分	23区総体			葛飾区		
	24年度	23年度	増減額・率	24年度(案)	23年度	増減額・率
一般被保険者数	2,556千人	2,548千人	8千人 0.31%	137.0千人	138.2千人	△1.2千人 △0.87%
保険者負担分	後期高齢者支援金	1,267億円	1,145億円 122億円 10.66%	70億円	64億円	6億円 9.38%
	病床転換支援金	0億円	0.07億円 △0.07億円 △100.00%	0億円	0.004億円	△0.004億円 △100.00%
	計	1,267億円	1,145億円 122億円 10.65%	70億円	64億円	6億円 9.37%
賦課率	50%	50%	—	44%	42%	2ポイント
賦課総額	634億円	573億円	61億円	31億円	27億円	4億円
賦課割合 (所得割：均等割)	59:41	61:39	均等割 2ポイント増	55:45	57:43	均等割 2ポイント増
保険料率	所得割料率	2.23%	1.96% 0.27%	2.23%	1.96%	0.27%
	均等割額	10,200円	8,700円 1,500円 17.24%	10,200円	8,700円	1,500円 17.24%
賦課限度額	14万円	14万円	0万円 0.00%	14万円	14万円	0万円 0.00%
1人当たり保険料	23,902円	21,554円	2,348円 10.89%	21,878円	19,237円	2,641円 13.73%

①+② 医療分・後期高齢者支援金等分の合計

区 分	2 3 区 総 体			葛 飾 区			
	24年度	23年度	増減額・率	24年度(案)	23年度	増減額・率	
一般被保険者数	2,556 千人	2,548 千人	8 千人 0.31 %	137.0 千人	138.2 千人	△ 1.2 千人 △ 0.87 %	
賦 課 率	50%	50%	—	43%	42%	1ポイント	
賦 課 総 額	2,522 億円	2,505 億円	17 億円	123 億円	120 億円	3 億円	
賦 課 割 合 (所得割：均等割)	59:41	59:41	—	55:45	55:45	—	
保 険 料 率	所得割料率	8.51%	8.09%	0.42%	8.51%	8.09%	0.42%
	均等割額	40,200 円	39,900 円	300 円 0.75 %	40,200 円	39,900 円	300 円 0.75 %
賦 課 限 度 額	65 万円	65 万円	0 万円 0.00 %	65 万円	65 万円	0 万円 0.00 %	
1人当たり保険料	95,277 円	94,479 円	798 円 0.84 %	86,614 円	84,205 円	2,409 円 2.86 %	

③ 葛飾区の介護納付金分

区 分	平成24年度(案)	平成23年度	増減額・率	
第2号被保険者数	55.4 千人	54.1 千人	1,300人 2.40%	
介 護 納 付 金	3,008,128 千円	2,858,049 千円	150,079千円 5.25%	
賦 課 率	50%	50%	—	
賦 課 総 額	1,503,957 千円	1,426,078 千円	77,879千円 5.46%	
内 訳	所得割総額	722,817 千円	711,958 千円	10,859千円 1.53%
	均等割総額	781,140 千円	714,120 千円	67,020千円 9.38%
賦課割合(所得割：均等割)	48:52	50:50	均等割 2ポイント増	
保 険 料 率	所得割料率	1.60%	1.55%	0.05%
	均等割額	14,100 円	13,200 円	900円 6.82%
賦 課 限 度 額	120,000 円	120,000 円	0円 0.00%	
1人当たり保険料	26,254 円	25,332 円	922円 3.64%	

【参考】平成24年度の保険料所得割額算定の特例

「旧ただし書き所得」を、次の基準により軽減してから保険料を算定する。

	対象者	軽減内容
1	住民税が非課税の方	旧ただし書き所得の75%を控除
2	住民税課税標準額が100万円以下で、旧ただし書き所得が住民税課税標準額の1.5倍を超える方	旧ただし書き所得から住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を控除
3	住民税課税標準額が100万円を超え、旧ただし書き所得が住民税課税標準額の1.5倍を超える方	旧ただし書き所得から住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を控除



5 平成24年度収入別・世帯構成別保険料試算

<医療分保険料・後期高齢者支援金等分保険料による試算>

(1) 年金受給者(65歳以上)世帯

世帯 年収 年度	1人世帯			2人世帯		
	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収100万円	年収200万円	年収300万円
23年度①	11,970円	69,943円	158,823円	23,940円	73,345円	196,719円
24年度②	12,060円	72,157円	165,297円	24,120円	74,319円	202,177円
増減額②-①	90円	2,214円	6,474円	180円	974円	5,458円
対前年度比	1.01	1.03	1.04	1.01	1.01	1.03

【試算に係る諸設定】

保険料率等 (医療分+支援金等分)	平成23年度	平成24年度
所得割率	8.09%	8.51%
均等割額	39,900円	40,200円

(2) 給与所得者(65歳未満)世帯

世帯 年収 年度	1人世帯			2人世帯			3人世帯			
	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収400万円
23年度①	32,324円	111,698円	168,531円	40,304円	121,503円	188,286円	60,254円	113,760円	207,981円	293,381円
24年度②	32,585円	115,215円	175,509円	40,625円	122,226円	192,412円	60,725円	115,414円	231,399円	311,755円
増減額②-①	261円	3,517円	6,978円	321円	723円	4,126円	471円	1,654円	23,418円	18,374円
対前年度比	1.01	1.03	1.04	1.01	1.01	1.02	1.01	1.01	1.11	1.06

6 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.13</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>3万1,200円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.28</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の56</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>3万円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の44</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.96</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の57</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>8,700円</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の43</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.23</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万200円</u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p>

現 行	改正案
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.55</u>(介護納付金賦課総額の<u>100分の50</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万3,200円</u>(介護納付金賦課総額の<u>100分の50</u>に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納付額等)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により算出した各納期の納付額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は<u>すべて</u>最初の納付額に合算するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2万1,840円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>6,090円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>9,240円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>1万5,600円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>4,350円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>6,600円</u></p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.60</u>(介護納付金賦課総額の<u>100分の48</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万4,100円</u>(介護納付金賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納付額等)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により算出した各納期の納付額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は<u>全て</u>最初の納付額に合算するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2万1,000円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,140円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>9,870円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>1万5,000円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>5,100円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,050円</u></p>



現 行	改正案
<p>(3) (略)</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,240円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1,740円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2,640円</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (ア) ~ (エ) (略)</p> <p>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を<u>はり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</u>。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,000円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2,040円</p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき2,820円</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (ア) ~ (エ) (略)</p> <p>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を<u>貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者</u>。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2 改正後の第15条の4、第15条の12、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>